

宝達志水町耐震改修促進計画

令和 2 年 3 月策定

令和 6 年 3 月改訂

宝達志水町

目 次

1 章．計画の概要と耐震化の必要性

1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の概要	2
1-3	想定される地震	4
1-4	耐震化の必要性	10

2 章．耐震化の現状と目標

2-1	住宅の耐震化の現状と目標	13
2-2	多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標	14

3 章．耐震化への取り組み

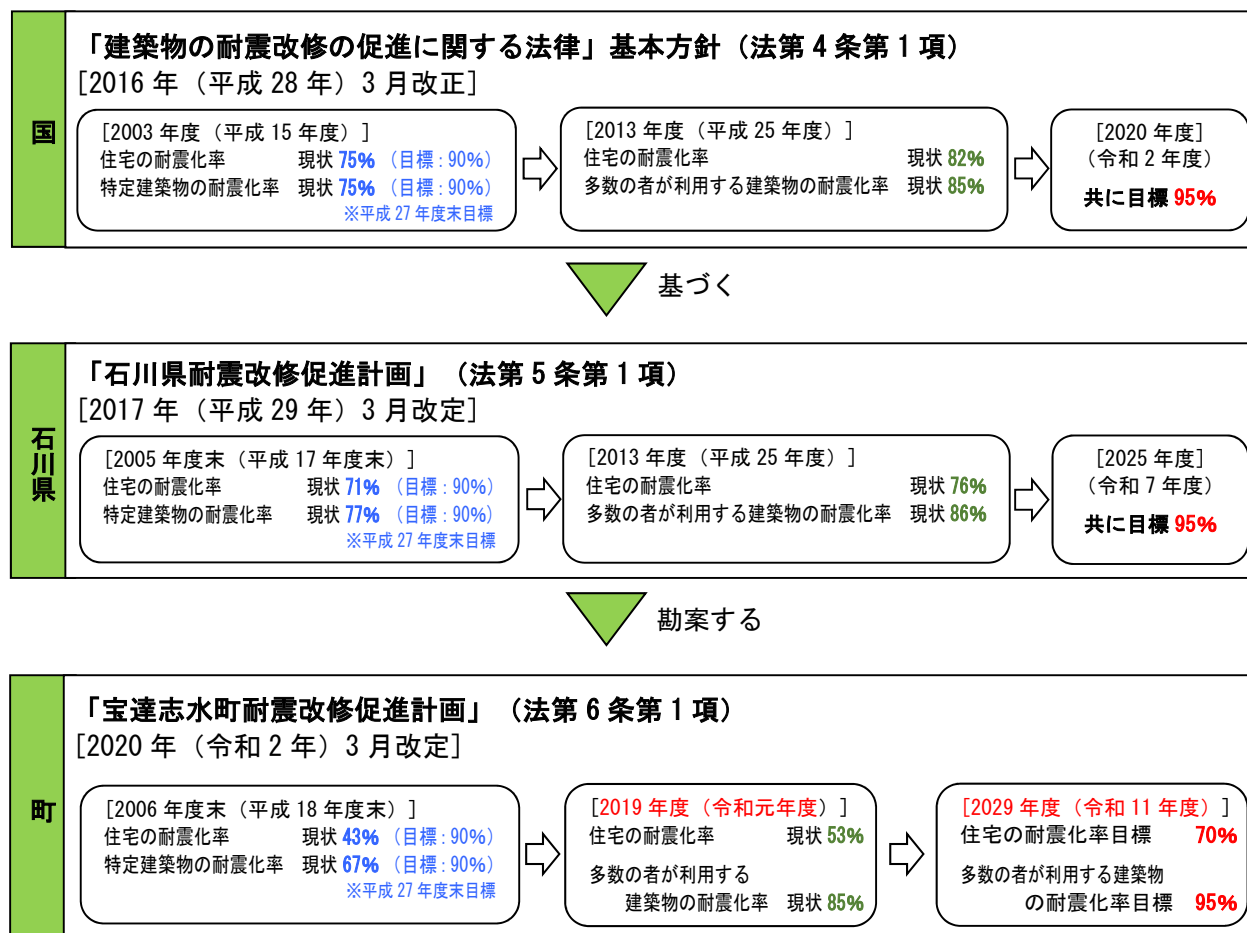
3-1	耐震化の方針	15
3-2	補助・支援制度	16
3-3	相談体制の強化	19
3-4	普及啓発活動の充実	20

1-1 計画策定の背景

2006 年（平成 18 年）に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、2007 年度（平成 19 年度）に「宝達志水町耐震改修促進計画」を策定し、国や石川県と同様、2015 年度末（平成 27 年度末）までに耐震性を満たす住宅を 90%、多数の者が利用する建築物（旧特定建築物）を 90%にすることを目標に掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、全国的に目標値の達成に至っていない状況です。

一方、国は耐震化率の現状と南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生の切迫性から、2013 年度（平成 25 年度）に「耐震改修促進法」を改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物等において耐震診断の実施義務を課すなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図っています。石川県においても 2007 年度（平成 19 年度）に策定した「石川県耐震改修促進計画」を 2017 年（平成 29 年）3 月に改定し、県全体の耐震化促進へ向けた取り組みを始めています。

本計画は、「宝達志水町耐震改修促進計画」が計画年度に達したことを受け、改正された「耐震改修促進法」※¹と改定された「石川県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、計画の改定を行うものです。



1-2 計画の概要

1) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、町民の生命や財産を保護するため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的とします。



2) 計画の対象期間

本計画は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間を対象に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。

なお、計画の進捗状況等と合わせて検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。また、制度の見直しがあった場合や大規模な災害が発生した場合にも、必要に応じて見直すこととします。

3) 耐震化を促進する建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

（1）住 宅

阪神・淡路大震災では約 9 割、熊本地震では約 8 割が住宅の倒壊により命を失っています。町民の生命や財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

（2）多数の者が利用する建築物※

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化を促進します。

※詳細は次頁参照

▼ 多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物等）一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物※ ¹ の規模要件	耐震診断義務付け 対象建築物※ ² の要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホーリング場、スケート場、水泳場、 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、 その他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホール、その他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、 その他これらに類する公益上必要な建物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※ 1 特定既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第 14 条の規定による建築物

※ 2 耐震診断義務付け対象建築物：耐震改修促進法附則第 3 条の規定による建築物

※ 3 要緊急安全確認大規模建築物：耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項の規定による建築物

※ 4 要安全確認計画記載建築物：耐震改修促進法第 7 条の規定による建築物

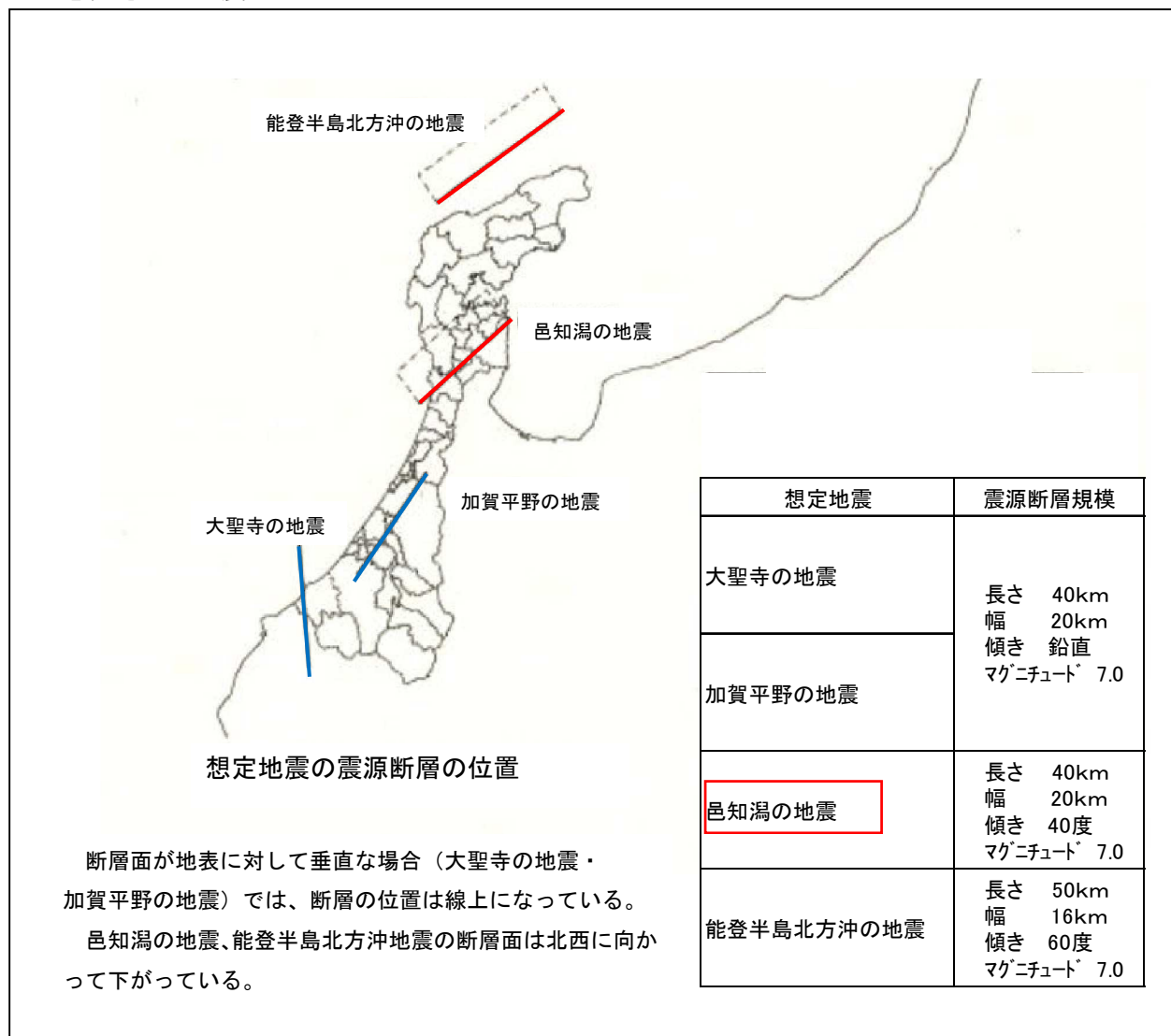
1-3 想定される地震

1) 県内の想定される地震

石川県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟及び能登半島北方沖の 4 つの地震を想定しています。

このうち、宝達志水町に人的被害の影響があるとされているのは、大聖寺、加賀平野及び邑知潟の想定地震で、特に邑知潟の想定地震では大きな被害が想定されています。

▼ 想定される地震



（出典：石川県地域防災計画 令和元年5月）

2) 想定される被害の状況

石川県地域防災計画及び宝達志水町地域防災計画では、邑知潟の地震について、各種の被害、影響を予測し、以下のように記しています。

▼地震の評価

区 分	災害の概況	救命消火期			生活支援期の問題点	地域間の災害応援
		被災中心域	被災地周辺域	注意地域		
邑知潟の地震	邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害	七尾市 羽咋市 <u>宝達志水町</u> 中能登町	輪島市 七尾市 穴水町 能登町 津幡町 かほく市 志賀町	珠洲市 能登町 内灘町 金沢市	・能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。 ・生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。	・地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などにより行われる必要がある。

(出典：石川県地域防災計画 令和元年5月)

▼宝達志水町における被害想定

	建物全壊		炎上出火 件数	延焼 棟数	死者数	負傷 者数	要救出 者数	避難 者数	上水道配水管	
	棟	率(%)							被害 箇所	被害箇所 (km)
大聖寺の地震	0	0.0	0	0	2	1	0	0	97	0.7
加賀平野の地震	21	0.3	1	0	12	85	5	927	503	3.5
邑知潟の地震	240	3.9	8	23	58	245	68	2,367	730	5.3
能登半島北方沖 の地震	0	0.0	0	0	0	0	0	0	74	0.5

(出典：宝達志水町地域防災計画)

3) 過去の地震

明治以降に石川県内に被害をもたらした地震と日本で近年発生した大規模な地震の変遷は、次の表のとおりです。

発生日月日 (年 号)	震源地域又は名称	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯 東経		金沢	輪島	
1891. 10. 28 (明治 24)	濃尾地震 35.6° 136.6°	8.0	4		全体被害：死者 7,273 人、建物全壊 14 万棟 余、半壊 8 万棟余、山崩れ 1 万箇所余 石川県：家屋全壊 25 棟
1892. 12. 9 (明治 25)	能登南西部地震 37.1° 136.7°	6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11 日にも同程度の 地震があり、羽咋郡で死者 1 人、全壊 2 棟
1896. 4. 2 (明治 29)	能登半島 37.5° 137.3°	5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊 2 棟、家屋損 壊 15 棟、禄剛崎灯台破損
1930. 10. 17 (昭和 5)	大聖寺地震 36.3° 136.3°	6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩 れ、亀裂有り、佐美山長さ 150m にわたる崖崩 れ、死者片山津 1 人
1933. 9. 21 (昭和 8)	七尾湾地震 37.1° 136.8°	6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者 3 人、家屋倒壊 2 棟、破損 143 棟
1944. 12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33.8° 136.6°	7.9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重などで被害。 死者・不明者 1,223 人、住家全壊 17,599 棟な ど。 石川県：住家全壊 3 棟
1948. 6. 28 (昭和 23)	福井地震 36.2° 136.2°	7.1	4	4	全体被害：死者 3,769 人、家屋倒壊 36,186 棟、半壊 11,816 棟、焼失 3,851 棟な ど。 石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三木、 片山津、南郷：負傷者 453 人、家屋全壊 802 棟、半壊 1,274 棟など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36.5° 136.2°	6.5	3	4	石川、福井両県：死者 7 人、負傷者 8 人、 家屋半壊 4 棟、破損 82 棟、焼失 27 棟

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯 東経		金沢	輪島	
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 38.4° 139.2°	7.5	2	4	全体被害：死者 26 人、家屋全壊 1,960 棟、半壊 6,640 棟、浸水 15,298 棟、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4 棟、床下浸水 131 棟、田畑冠水
1983. 5. 26 (昭和 58)	日本海中部地震 40.4° 139.1°	7.7	1	3	全体被害：死者 104 人、負傷者 163 人、建物全壊 934 棟、半壊 2,115 棟、流出 52 棟、船沈没 255 船、船流出 451 船、船破損 1,187 船など。 石川県：津波により負傷者 8 人、住家破損 2 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 3 棟
1985. 10. 18 (昭和 60)	能登半島沖 37.4° 136.6°	5.7	2	4	負傷者 1 人、文教施設 29 棟、被害総額 1,800 万円
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37.4° 137.2°	6.6	4	5	地震の概要：平成5年2月7日、22時27分頃能登半島沖でマグニチュード 6.6 の地震があり輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者 29 人、住家全壊 1 棟、住家半壊 20 棟、一部破損 1 棟、非住家 14 棟、道路被害 142 箇所、水道断水 2,355 棟など被害総額約 42 億円
1993. 7. 12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42.8° 144.4°	7.8		1	全体被害：死者不明者 231 人、負傷者 305 人、住家全壊 567 棟、住家半壊 299 棟、一部破損 2,691 棟、被害船舶 1,715 船 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町、津波による船舶被害 24 船

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯 東経		金沢	輪島	
1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県南部地震 (阪神淡路大震災) 34.6° 135.0°	7.2	3	3	地震の概要：平成7年1月17日、5時46分、兵庫県南部でマグニチュード7.2の地震があり、神戸等で最大震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度3を記録した。 全体被害：死者6,433人、不明3人、負傷者43,792人以上、住家全壊104,906棟、半壊144,274棟と、1900年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36.5° 135.3°	6.2	3	4	地震の概要：平成12年6月7日、7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。
2002. 11. 17 (平成 14)	石川県加賀地方 36.3° 136.7°	4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村市原、尾口村女原で震度4を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1から3を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損1箇所、給水管破損1件、水道断水1棟で、河内村で、非住家一部破損1棟であった。
2007. 3. 25 (平成 19)	能登半島地震 37.2° 136.7°	6.9	4	6強	地震の概要：平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖でマグニチュード6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、非住家被害4,484棟

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯 東経		金沢	輪島	
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 38.1 ° 142.9 °	9.0	3	3	地震の概要：平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震があり、最大震度は宮城県栗原市で 7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と津波による甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなかった。 被害状況：死者行方不明者約 19,000 人、全壊・半壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万人以上など
2016. 4. 14 (平成 28)	熊本地震(前震) 32.4 ° 130.5 °	6.5	1		被害状況：死者 273 人、負傷者 2,809 人 住宅全壊：8,667 棟、半壊：34,719 棟 一部損壊：163,500 棟 非住家被害：13,385 棟 (内閣府 H31. 4. 12 公表資料より)
2016. 4. 16 (平成 28)	熊本地震(本震) 32.4 ° 130.5 °	7.3			
2018. 6. 18 (平成 30)	大阪府北部地震 34.8 ° 135.6 °	6.1 (暫定値)	2	2	被害状況：死者 4 人、負傷者 434 人 住宅全壊：9 棟、半壊：87 棟 一部損壊：27,096 棟 非住家被害：686 棟 (内閣府 H30. 7. 5 公表資料より)
2018. 9. 6 (平成 30)	北海道胆振東部地震 42.7 ° 142.0 °	6.7 (暫定値)			被害状況：死者 42 人、負傷者 762 人 住宅全壊：462 棟、半壊：1,570 棟 一部損壊：12,600 棟 非住家被害：2,456 棟 (内閣府 H31. 1. 28 公表資料より)

出典：「理科年表」(出版：国立天文台 1998)、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長<追補版>」

(出版：総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成 11 年 3 月)

石川県地域防災計画(一部抜粋・追加)

平成 31 年 熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況について(内閣府 平成 31 年 4 月)

大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について(内閣府 平成 30 年 7 月)

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について(内閣府 平成 31 年 1 月)

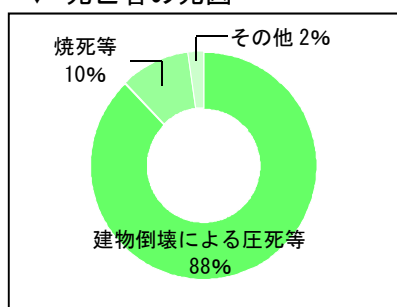
1-4 耐震化の必要性

1) 近年発生した大規模地震の概要

(1) 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）【平成 7 年 1 月 17 日、最大震度 7】

内陸で発生した直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域等に甚大な被害をもたらしました。10 万棟を超える家屋が全壊し、6,433 人の死者が出ました。地震による直接的な死者数は 5,502 人で、このうち被害者の約 9 割(4,831 人)は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災の発生や避難、救援・消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大を招きました。また、昭和 56 年以前の建築物（旧耐震※1 の建築物）に大きな被害が出ていることもわかっています。

▼ 死亡者の死因



(出典：兵庫県警察本部)

▼ 建築年別の被害状況

建築年別	被害状況		
	軽微無被害	中・小破壊	大破壊 倒壊
昭和 56 年以前 (旧耐震)	34.2%	37.3%	28.6%
大破壊・倒壊 8.7%			
昭和 57 年以降 (新耐震)	74.7%	16.7%	

(出典：平成 7 年 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告)

▼ 阪神・淡路大震災で倒壊した家屋



(出典：(一財)消防防災科学センター 災害写真データベース)

※1：昭和 55 年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された。その新たな基準で建築されたものを「新耐震（建築物）」、それ以前のものを「旧耐震（建築物）」という。本計画では、昭和 56 年以前に建築された建築物を旧耐震、昭和 57 年以降に建築された建築物を新耐震として算出している。

（２）能登半島地震【平成 19 年 3 月 25 日、最大震度 6 強】

能登半島沖を震源に発生し、住家被害は、全壊 686 棟、半壊 1,740 棟、一部損壊 26,959 棟、合せて 29,385 棟にのぼり、約 2,600 人を超える人々が避難所生活を余儀なくされました。宝達志水町においても、住家の半壊 3 棟、一部損壊 26 棟、非住家被害 1 棟の被害を受けました。

▼ 能登半島地震で倒壊した家屋



（３）東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）【平成 23 年 3 月 11 日、最大震度 7】

太平洋三陸沖を震源に発生し、東北から関東にかけて広範囲で強い揺れを観測しました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲い、東日本一帯に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者は約 19,000 人、建物の全壊・半壊 39 万戸以上、避難者は 40 万人以上となりました。

▼ 東日本大震災で倒壊した家屋



（４）熊本地震【平成 28 年 4 月 14 日、16 日、最大震度 7】

熊本県熊本地方を震源にマグニチュード 6.5 の地震、その後、マグニチュード 7.3 の地震が発生しました。被害状況は死者 273 人、負傷者 2,809 人で、住宅全壊は 8,667 棟、半壊 34,719 棟、一部損壊 163,500 棟と、多くの方が避難を余儀なくされました。

▼ 熊本地震で倒壊した家屋



（出典：熊本地震の概ね 3 か月間の対応に関する検証報告書平成 29 年 3 月）

（５）大阪府北部地震【平成30年6月18日、最大震度6弱】

大阪府北部を震源にマグニチュード6.1の地震が発生しました。被害状況は死者4人、負傷者434人となっています。住宅全壊は9棟、半壊87棟で、路上にブロック塀が倒れ、通行者が下敷きになる被害も発生しました。

▼大阪府北部地震で倒壊したブロック塀

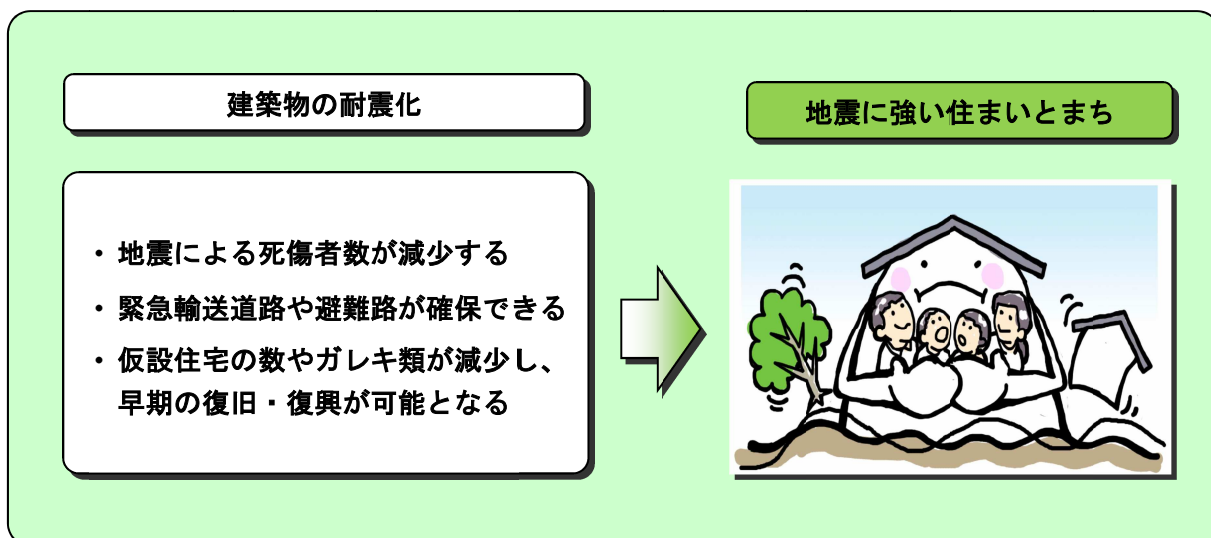


（出典：（一財）消防防災科学センター 災害写真データベース）

2）大地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の《耐震化》が効果的

地震の発生を阻止したり予想したりすることは難しいですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生や延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。



2-1 住宅の耐震化の現状と目標

1) 耐震化の現状

2019 年度（令和元年度）の住宅の現状耐震化率※¹は約 53%で、総戸数 5,186 戸の約 47%が耐震性なしの建築物です。

耐震性あり 2,735 戸 [53%]	耐震性なし 2,451 戸 [47%]	総戸数：5,186 戸
------------------------	------------------------	-------------

2) 耐震化の目標

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（2018 年（平成 30 年）12 月 21 日改正）」では、2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 82%を 2020 年度（令和 2 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。また、県の「石川県耐震改修促進計画（2017 年（平成 29 年）3 月）」は、2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 76%を 2025 年度（令和 7 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。

町では、耐震化率の推移と国、県の目標値を踏まえ、2029 年度（令和 11 年度）の耐震化率目標を 70%に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。



▼住宅の耐震化率の目標

国の目標	2013 年度（平成 25 年度） 耐震化率：82%	▶	2020 年度（令和 2 年度） 耐震化率目標：95%
県の目標	2013 年度（平成 25 年度） 耐震化率：76%	▶	2025 年度（令和 7 年度） 耐震化率目標：95%
宝達志水町の目標	2019 年度（令和元年度） 耐震化率：53%	▶	2029 年度（令和 11 年度） 耐震化率目標：70%

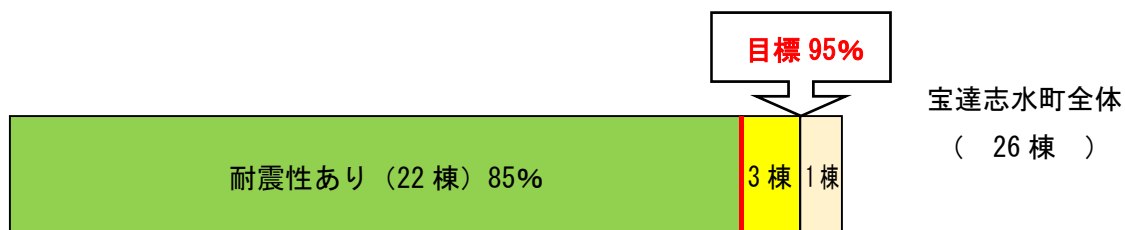
※1：耐震性を有する建築物の割合のこと。耐震性を有する建築物とは、昭和 56 年以前に建築（旧耐震）された建築物数のうち、耐震性のある建築物数と昭和 57 年以降に建築（新耐震）された建築物数の総数（課税台帳より集計）

2-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

1) 多数の者が利用する建築物

県の「石川県耐震改修促進計画（2017年（平成29年）3月）」では、2013年度（平成25年度）の耐震化率86%を2025年度（令和7年度）に95%にすることを目標に掲げています。

2019年度（令和元年度）、多数の者が利用する建築物の総数は26棟で、現状耐震化率は約85%となっています。町では、県の目標値を踏まえ、2029年度（令和11年度）の耐震化率目標を95%に設定します。2029年度（令和11年度）までに目標を達成するためには、3棟の耐震化が必要となります。



▼多数の者が利用する建築物の耐震化率

用 途		町全体			
		総棟数 A	耐震性あり B	耐震性なし C	耐震化率 B/A
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	8	8	0	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		3	2	1	67%
病院、診療所		2	2	0	100%
ホテル、旅館		1	0	1	0%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		6	4	2	67%
事務所		1	1	0	100%
工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		2	2	0	100%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		3	3	0	100%
町全体の合計		26	22	4	85%

2) 危険物を貯蔵、処理する建築物

火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物は、地震発生時に万一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。

町の調査によれば、これに該当する建築物が17棟ありました。そのうち旧耐震の建築物が4棟ありました。

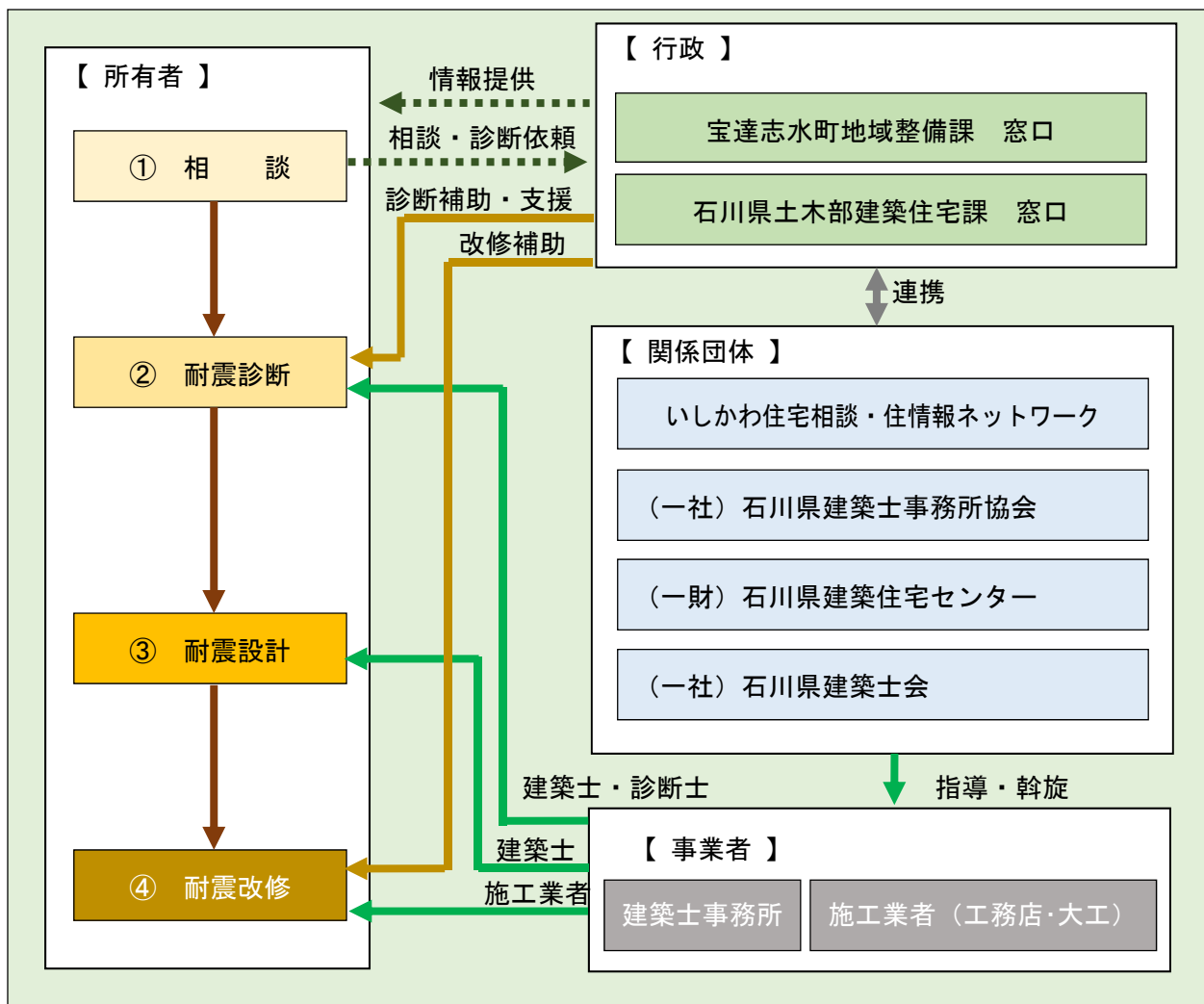


3-1 耐震化の方針

1) 住宅の耐震化

町は、住宅の耐震化の促進を図るため、県や関係団体と連携した支援体制づくりを行い、住宅の所有者が耐震改修を実施しやすい環境を整備していきます。

▼耐震改修の流れと支援体制のイメージ



2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物については、普及啓発活動や個別指導等を通じて耐震化を呼びかけます。特に公共建築物については、早期に耐震化を実施していきます。

3) 危険物を貯蔵、処理する建築物の耐震化

消防署と連携を図り、建築物の安全性の確保を確認するとともに、消防法による危険物への安全対策が図られているかも含め、総合的な観点から耐震化を呼びかけます。

3-2 補助・支援制度

1) 耐震診断、耐震改修の補助・支援制度

(1) 木造住宅の補助・支援制度

住宅の耐震化を促進するためには、耐震改修工事を実施することが効果的です。町では、木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するため、耐震診断や耐震改修の補助・支援制度等を行っています。

補助対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、また工事に着手した平屋または 2 階建て木造戸建住宅、店舗等併用住宅（延床面積の 1/2 以上を住宅の用途に供しているもの）

① 木造住宅耐震診断・耐震改修工事の補助

町では、住宅の耐震改修の促進を図るため、住宅の耐震診断や耐震改修工事を行う場合に補助を行っています。

耐震診断は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法に則して建築士が行うことを要件としています。

耐震改修工事は、耐震診断の結果、総合評点 1.0 未満と判定された住宅を対象とし、総合評点 1.0 以上となる耐震改修工事を行うことを要件としています。

	耐震診断	耐震改修工事
補助金額	診断に要する経費の 10 分の 9 以内	耐震改修工事に要する経費の 10 分の 10
補助金限度額	100,000 円	1,500,000 円

▼建築士が行う耐震診断の評点と判定

	◎	評点 1.5 以上	倒壊しない
	○	評点 1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
	△	評点 0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
	×	評点 0.7 未満	倒壊する可能性が高い

（２）危険ブロック塀の除去に係る補助制度

住宅や事業所等から町地域防災計画で位置付ける避難所や避難地等へ至る経路に面した、危険ブロック塀の除去に対して、補助制度を創設します。

＜危険ブロック塀の判定基準＞

判定基準を満たしていない項目が１項目でもあれば危険ブロック塀とします。

判定区分	判定基準
塀の高さ	塀の高さは、2.2m以下である。
壁の厚さ	壁の厚さは、15 cm以上である。 (高さ 2m以下の塀であれば 10 cm以上)
鉄筋の有無	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径 9 mm以上の鉄筋が配置されている。壁内には、径 9mm 以上の鉄筋が縦横に 80 cm以下の間隔で配置されている。
控壁 (塀高さ 1.2m以下は判定不要)	長さ 3.4m以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けている。
鉄筋の定着	壁頂、基礎及び壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している(ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる)。
基礎 (塀高さ 1.2m以下は判定不要)	基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは、30 cm以上である。
劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等の劣化がない。



2) その他の支援制度

耐震改修を行った旧耐震の住宅を対象に所得税の控除や固定資産税の減免等を受けられる制度があります。また、耐震改修工事を対象とした融資制度があります。

(1) 所得税の特別控除制度（耐震改修に関する特例措置）

住宅の耐震改修工事に要した費用の一部について、所得税額の控除を受けることができます。詳細は国土交通省のホームページよりご確認ください。

※2020年（令和2年）3月現在の情報です。

(2) 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減免

一定の耐震改修を行った住宅にかかる固定資産税額の減免が受けられます。詳細は宝達志水町ホームページよりご確認ください。

※2020年（令和2年）3月現在の情報です。

(3) 住宅金融支援機構による融資制度

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、住宅や賃貸住宅の耐震改修を行う場合に融資を受けることができます。

融資の条件は、年齢や工事内容等によって異なります。詳細は住宅金融支援機構のホームページよりご確認ください。

※2020年（令和2年）3月現在の情報です。

3-3 相談体制の強化

住宅の耐震化の促進を図るため、町の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指します。

1) 町の窓口強化

住宅等所有者の耐震診断、耐震改修、補助・支援制度等、耐震化に関する疑問及び地震に対する安全対策等の疑問に対応できるように関係各課と連携し、相談体制を強化していきます。

2) 県との連携

石川県建築住宅課、県土木事務所と連携し、町と県が情報を共有し、相談が行える体制づくりを整備します。

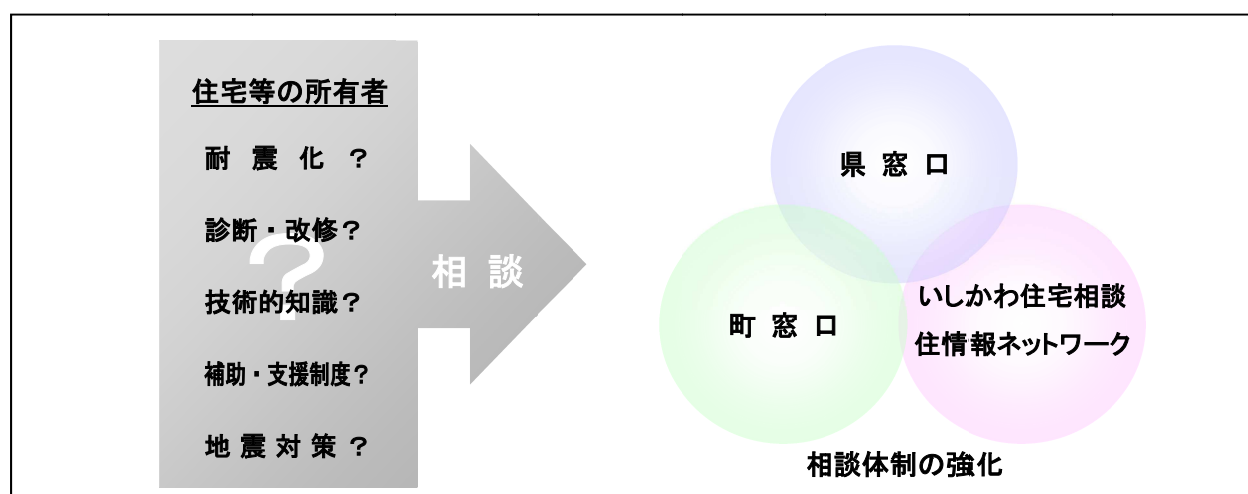
3) いしかわ住宅相談・住情報ネットワークとの連携

耐震診断、耐震改修の詳細な相談に対応できるように、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」と連携を図ります。

▼いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

概 要	「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」は、県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。	
会 員	(一社) 石川県建築士事務所協会	NPO 法人バリアフリー総合研究所
	(一社) 石川県建築士会	(一財) 石川県建築住宅センター
	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	石川県消費生活支援センター
	(独) 住宅金融支援機構北陸支店	

▼相談体制強化のイメージ



4) その他

耐震改修工事の際に悪徳業者から住民を守るために、建設業組合と連携を図り、住民が安心して施工業者を選定できるような相談体制づくりを目指します。

3-4 普及啓発活動の充実

住宅・建築物の耐震化へ向けて“補助、支援制度の創設・強化”や“相談体制の強化”を行っても、住民の耐震改修への意識が向上しなければ耐震化は促進されません。町では、住民に対し耐震化に関する知識の普及啓発活動を実施していきます。

1) 普及啓発の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまなツールを利用して普及啓発を行っていきます。また、町内の建築関連事業者とも連携し、耐震化に関する補助、支援制度等の周知を行っていきます。

(1) 宝達志水町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度耐震化促進事業の具体的な取り組みと支援目標を設定し、その実施、達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

(2) いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会との連携

県・市町・耐震改修事業者が連携して、住宅耐震の普及啓発を図るため、2018年（平成30年）7月に「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」が設立されました。町では協議会を通じて耐震化の情報を収集するとともに、協議会と連携して普及啓発を行っていきます。

▼いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会

会 員	(一財) 石川県建築住宅センター	(一社) 石川県建設業協会
	(一社) 石川県木造住宅協会	(一社) 石川県建築組合連合会
	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	(一社) 石川県建築士会
	(一社) 石川県建築士事務所協会	(独) 住宅金融支援機構北陸支店
	石川県住宅建築行政推進協議会(19市町)	石川県

▼いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会のパンフレット

1981(昭和56)年以前の建物にお住まいの方へ

住まいの耐震化

手厚い補助あり

～あなたと大切な人を守るために耐震改修～

1981(昭和56)年以前の建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

1981(昭和56)年以前に建てられた建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

1981(昭和56)年以前の建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

ポイント1 耐震化の重要性

石川県で大きな地震が起きても、おかしありません。

日本では、大規模な地震が頻りに発生しています。その中でも、最も被害が大きいのが、1981(昭和56)年以前の建物です。この建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

1981(昭和56)年以前の建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

ポイント2 耐震化の流れ

1981(昭和56)年以前の住まいを耐震化するためには、3つの手順があります。

1. 耐震診断を受ける。2. 耐震改修の計画を立てる。3. 耐震改修を行う。

1981(昭和56)年以前の建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

ポイント3 補助制度の利用

石川県内には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

1981(昭和56)年以前の建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

1981(昭和56)年以前の建物には、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修も可能です。

※石川県ホームページより入手できます。

(出典：いし

(3) 普及啓発用のパンフレット等の活用

(一財) 日本建築防災協会の発行するパンフレットや、耐震改修を PR する映像等を活用して、普及啓発を行っていきます。

▼ (一財) 日本建築防災協会のパンフレット

【住宅向け】

10 の質問にしたがって、わずかな時間で住まいの耐震性を診断できる、いわば耐震化への入口です。住まいのどの部分が地震に対して弱いのかを知ることができます。

誰でもできる わが家の耐震診断	点数の合計		判定・今後の対策
	10 点	▶	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
	8～9 点	▶	専門家に診てもらいましょう
	7 点以下	▶	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

【多数の者が利用する建築物向け】

建物用途毎に耐震改修の事例を紹介しており、いろいろな改修方法を知ることができます。また、耐震診断や耐震改修の留意点についても知ることができます。



※ 一般財団法人日本建築防災協会のホームページより入手できます。

(出典：(一財) 日本建築防災協会)

(4) 広報、ホームページ、ケーブルテレビ等による周知

町の広報をはじめ、ホームページやケーブルテレビ等を活用し、耐震化に関する情報を周知します。

(5) 防災訓練等における周知

防災訓練等の機会に、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、地震の総合的な安全対策、震災時の防災対応などについて普及啓発を行い、地震に強いまちづくりの意識向上を図っていきます。

▼防災訓練



▼地震体験車 (石川県 起震車グラグラ号)



(出典：石川県 HP)

2) 普及啓発の内容

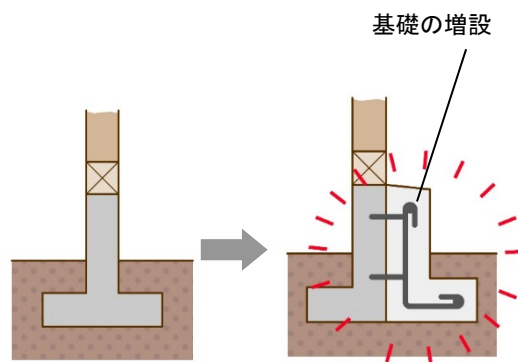
(1) 耐震化に関する技術的な知識

耐震改修の技術的知識の普及に向けて、耐震性能が不足する木造住宅の所有者に対して、情報の提供を行っていきます。

▼ 基礎の補強

基礎は建物の要です。基礎がしっかりしていないと、大きな地震の際に住宅が倒壊・大破する危険性が高くなります。

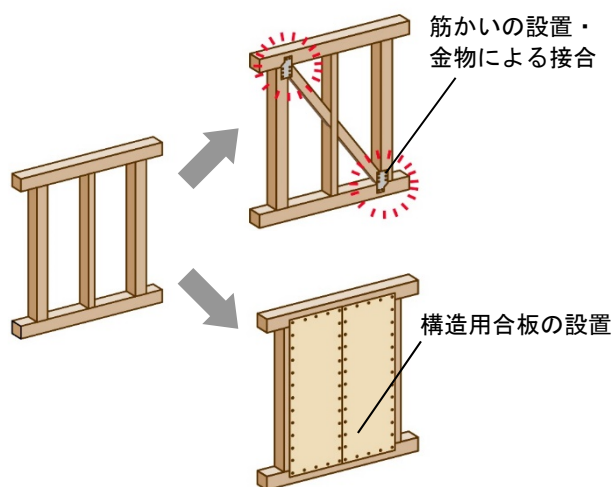
無筋のコンクリート基礎に鉄筋入りの基礎を増設し、基礎を補強するなどの工法があります。その他、ひび割れの補修や鉄板による補修などの補強方法もあります。



▼ 部材の接合、耐力壁の設置

木造住宅は、壁、柱、梁が一体となって地震に耐えるようになっています。これらの接合が外れると住宅は、倒壊、大破してしまいます。これを防ぐためには、接合部を金物でしっかり補強することが重要となります。

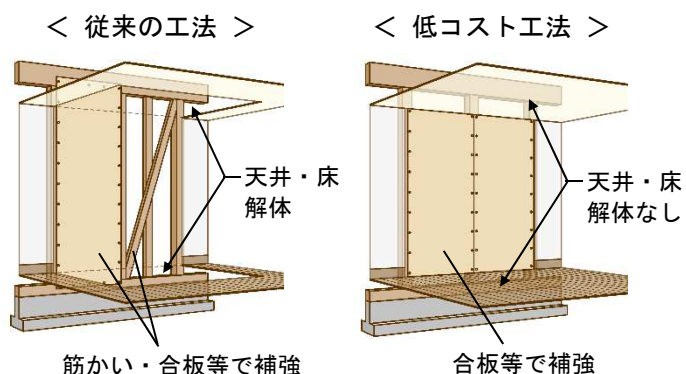
また、筋かいや構造用合板が入った耐力壁を建物全体にバランスよく配置することによって地震力に抵抗させることができます。



▼ 低コスト工法

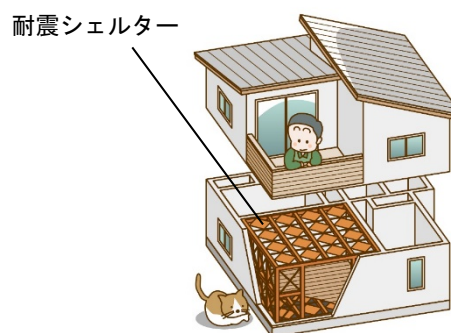
従来の耐震改修は、補強するために天井や床の解体が必要でしたが、近年では、天井・床を解体せずに補強を行う工法もあります。

従来工法に比べ低コストで工事期間も短いため、住みながら工事を行うことも可能です。



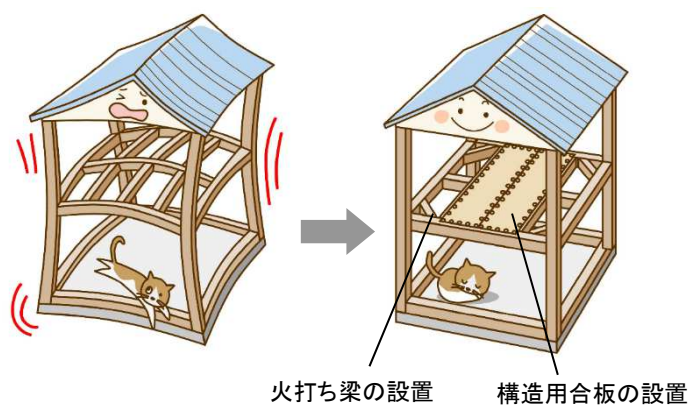
▼ 部分改修

既存住宅の1部屋の中に、鉄骨等によるフレームを組み込むことで、強い地震が来た場合に一時的に避難する場所を確保する方法（耐震シェルター）もあります。



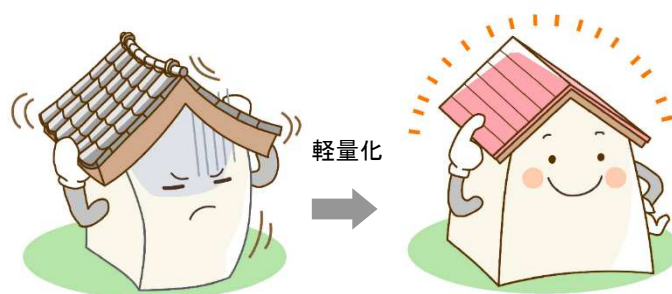
▼ 床の補強

地震の力に抵抗する耐力壁をうまく機能させるためには、耐力壁相互をつなぐ床面などを補強することも重要となります。床に火打ち梁や構造用合板を設置するなどの補強方法があります。



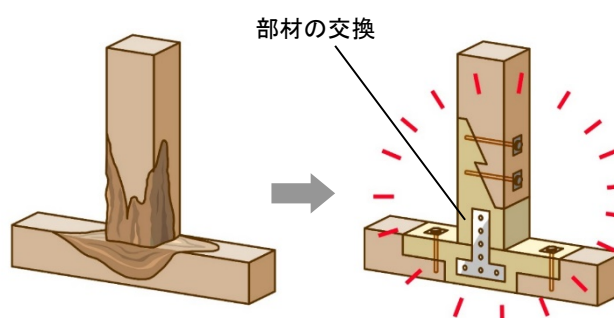
▼ 屋根の軽量化

住宅の耐震性を向上させる方法として、住宅が受ける地震力を小さくすることも有効です。重い屋根から軽い屋根などに葺き替え軽量化を図れば、住宅が受ける地震力が低減され耐震性が向上します。



▼ 部材の交換

柱、土台などの構造上重要な部材がシロアリなどによって被害を受け腐朽することがあります。このような場合は、腐朽した部分を新しい部材に交換し、健全な状態に戻す必要があります。



(2) 耐震リフォームの利便性

住宅の省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と一緒に耐震改修を行うことは、工事の手間やコストの面から、とても合理的です。そこで、リフォームと同時に耐震改修を行うことのメリットなどについて、所有者や施工者にPRしていきます。

▼ 耐震リフォームのメリット

コスト	例えば、壁の補強をするにも内装リフォームをするときに下地に構造用合板などを追加すれば、少ないコストで、耐力壁の量を増やすことができます。
手 間	リフォーム工事のついでであれば、住宅所有者の方の手間はほとんど変わりません。多少、リフォーム工事とは関係のない部分も補強する必要がある場合もありますが、初めから補強工事をする場合に比べれば大きな違いです。
使い勝手	例えば、台所と食事室を一体的なダイニングキッチンに変更する等のリフォームをするときに、もうひとがんばりして耐震補強にもなるように計画すれば、使い勝手をよくしながら、耐震性を向上させることも可能です。

▼ 部位別の組合せ可能なリフォーム工事例

部位	耐震改修工事	耐 震 改 修 工 事 と 組 合 せ 可 能 な 工 事		
		バリアフリー化 工事	断熱構造化工事	その他ニーズが 高い工事
屋根	屋根の軽量化	—	屋根に断熱材施工	雨漏り補修
天井小屋組	小屋組の補強	—	天井に断熱材施工	—
壁軸組	軸組に筋かい 面材の補強	手すり設置 下地補強	壁に断熱材施工	外壁仕上げ更新 内壁仕上げ更新
床	床組の補強	床の段差解消	床下に断熱材施工床 下の地盤防湿	—
基礎	基礎の補強	—	基礎断熱化	—

（３）地震時の総合的な安全対策

耐震改修を実施したくても「費用負担が大きい」、「補助制度の対象外である」等の理由により、耐震化の実施に踏み切れない所有者もいます。町では耐震改修以外にも身近にできる地震対策の情報提供を行っていきます。

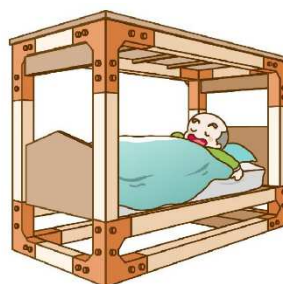
▼ 天井材の落下防止対策

地震発生時の建物内の天井材の落下防止対策として、建築物の所有者に対して早期点検を促すとともに、施工者に対して適切な施工方法及び補強方法に関する知識の普及を図ります。



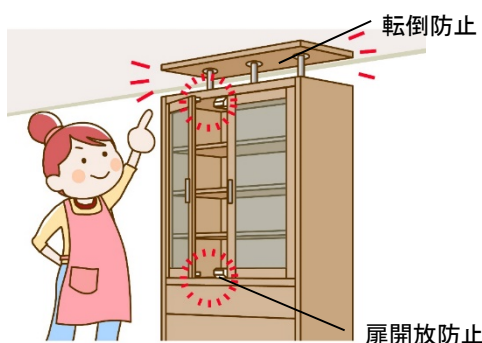
▼ 防災ベッド

就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッドがあります。



▼ 家具の転倒防止対策

住宅の耐震性の有無に関わらず、地震発生時の家具の転倒防止対策は、最も身近に行える地震対策のひとつです。普及啓発活動等を通じて、家具転倒時の危険性、転倒防止方法、家具配置への配慮方法に関する知識の普及を図っていきます。



▼ 耐震家具

テーブル等の天板が耐圧性に富み、その下に避難できるなど、耐震性に配慮した家具があります。



▼ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

地震発生時の窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

【参考事例】

窓ガラスの落下防止対策として飛散防止フィルムを貼る方法があります。飛散防止フィルムを貼るときは、飛散防止効果のあるフィルムであるかを確認した上、専門のメーカーや工事店に依頼してフィルムを貼ってもらうのが一般的です。大きな窓や足場が悪いと素人ではうまく貼れないことがあります。



